

2026 年 9 月 14 日

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

各種預金規定改定のお知らせ

2025 年 10 月に公表済の「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金終了」に伴い、2026 年 10 月 1 日（木）に各種規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の各種規定は改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

改定後の規定は、2026 年 10 月 1 日以降、当行ホームページに掲載いたします。

記

1. 改定日
2026 年 10 月 1 日（木）

2. 対象となる規定
- ・ 当座預金規定（各種）
 - ・ 普通預金規定
 - ・ 貯蓄預金規定
 - ・ 納税準備預金規定
 - ・ 総合口座取引規定
 - ・ 定期預金共通規定
 - ・ 積立定期預金規定（各種）
 - ・ 通知預金規定
 - ・ 定期積金規定
 - ・ 外貨普通預金規定
 - ・ 外貨定期預金規定
 - ・ 代金取立規定

3. 主な改定内容

項 目	内 容
最終振出期限の設定	・ 2026 年 9 月 30 日を手形・小切手の最終振出日とすること。 ・ 2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された手形・小切手については、当座勘定からの支払および預金口座への入金の取扱いを行わないこと。
他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金終了	・ 他行を支払人および支払場所とする手形・小切手については、預金口座への入金の取扱いを行わないこと。

4. 新旧対照表

改定内容については、新旧対照表をご確認ください。

以 上

各種規定の新旧対照表

○当座預金規定（一般用・パーソナルチェック用）

改定前	改定後
2. 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。	2. 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたものは受入れません。</u>
8. 手形、小切手の支払等 (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出の事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>本人または代理人が自己の名義で振出した小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</u>	8. 手形、小切手の支払等 (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) （同左） (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の払戻請求書を使用してください。
9. 手形、小切手用紙 (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行	9. 手形、小切手用紙 (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3) （同左）

はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引換えに交付します。</u> (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 14. <u>支払保証に代わる取扱い</u> 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があつたときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 19. 振出日、受取人記載漏れの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり記載</u>してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 20. 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出	(4) (同左) (5) 削除 <u>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u> 14. 支払保証 小切手の支払保証はしません。 19. 振出日、受取人記載漏れの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (同左) 20. 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届
---	---

印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。	出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたのも、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (同左)
--	--

○当座預金（専用契約手形口用）

改定前	改定後
2. 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。 8. 手形の支払 (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。 9. 手形用紙 (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざん	2. 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたものは受入れません。</u> 8. 手形の支払 (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 9. 手形用紙 (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> (2) (同左)

が疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 <u>(3) 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u> (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 18. 振出日、受取人記載もれの手形 (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	(3) 削除 <u>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>(4) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(5) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u> 18. 振出日、受取人記載もれの手形 (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
---	---

○当座勘定規定（小切手・約束手形・為替手形用）

改定前	改定後
〈小切手用法〉 2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</u> <u>8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。</u> 9. 自署だけによる取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には	〈小切手用法〉 2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 8. 削除 <u>8. 自署だけによる取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には</u>

姓だけを自署してください。 〈約束手形用法〉 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。 〈為替手形用法〉 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。 11. 自署による取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください。	姓だけを自署してください。 〈約束手形用法〉 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 8. 削除 <u>8.</u> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。 〈為替手形用法〉 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 10. 削除 <u>10.</u> 自署による取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください。
---	---

○普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

改定前	改定後
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形・小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたものは受入れません。</u>

○総合口座取引規定

改定前	改定後
4. (証券類の受入れ) (1) 普通預金および貯蓄預金には、現金のほか、手	4. (証券類の受入れ) (1) 普通預金および貯蓄預金には、現金のほか、手

形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。	形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたものは受入れません。</u>
--	---

○定期預金共通規定

改定前	改定後
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形・小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたものは受入れません。</u>

○積立定期預金規定（道銀積立定期預金ファミリー、道銀積立プランファミリー用）

改定前	改定後
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形・小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたものは受入れません。</u>

○積立定期預金規定（道銀積立定期預金ライラック、道銀積立定期預金ライラック2用）

改定前	改定後
4.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	4.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形・小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたものは受入れません。</u>

○定期積金規定

改定前	改定後
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたものは受入れません。</u>

○通知預金規定

改定前	改定後
4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは（通帳扱の場合、通帳の当該行の「取扱日」欄にその受入年月日を記載します）、その証券類が決済された日を預入日とします。	4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは（通帳扱の場合、通帳の当該行の「取扱日」欄にその受入年月日を記載します）、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたものは受入れません。</u>

○外貨普通預金規定

改定前	改定後
4. (口座への受入れ) (1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。 ①現金。 ②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等（以下「証券類」という）のうち当店で決済を確認したもの。 ③為替による振込金。但し、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。	4. (口座への受入れ) (1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。 ①（同左） ②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等（以下「証券類」という）のうち当店で決済を確認したもの。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出されたものは受入れません。</u> ③（同左）

○外貨定期預金規定・自動継続式外貨定期預金規定

改定前	改定後
6. (証券類の受入れ) 小切手その他の証券類は、代金取立として取り扱い、決済を確認した後にこの預金口座に受け入れます。代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取り扱います。	6. (証券類の受入れ) 小切手その他の証券類は、代金取立として取り扱い、決済を確認した後にこの預金口座に受け入れます。代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取り扱います。<u>また、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたものは受入れません。</u>

○代金取立規定

改定前	改定後
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取扱います。	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>